

2023年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 次の〔問1〕および〔問2〕に答えなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

〔問1〕 (60点)

以下の事実(1)から(6)を前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- (1) 2022年12月10日、Aは、岡山市北区に甲建物(母屋)と乙建物(離れ)と丙建物(蔵)を所有していた。
- (2) 同日、甲建物と乙建物と丙建物の外壁は、前回の塗装から数年が経過し、汚れが目立ってきたことから、綺麗な外観の自宅(甲建物と乙建物と丙建物)で正月を迎えたいと考えたAが、Bに相談したところ、同月30日までには、塗装工事を終えられるとのことであった。
- (3) 同日、Aは、Bに対して、60万円を対価として、甲建物と乙建物と丙建物の外壁の塗装を依頼し、Bは、これを承諾した(本件契約成立)。Aのもとに、前回の塗装の際に使用した塗料が残っていたことから、甲建物は、A所有の当該塗料を用いて塗装し、乙建物と丙建物とは、新たにBが調達する塗料を用いて塗装することが、本件契約においてAB間で合意された。
- (4) 同月20日、Bは、甲建物と乙建物の塗装工事を終えたものの、丙建物の塗装工事に取りかかることなく、翌日から、A宅の工事現場に来なくなった。
- (5) 同月21日、AがBに工事続行を求めたところ、Bは、他の現場での工事が忙しくなり、これ以上は、A宅の塗装工事をするができなくなった旨の返答をした。
- (6) 同月25日、Aは、甲建物の塗装の一部がはがれ落ちていることを発見した。これは、塗装に用いられたA所有の塗料が、経年劣化していたことが原因であった。なお、乙建物の塗装には、Bが新たに調達した塗料が用いられており、全く問題がない状態である。

〔問い〕 Aは、Bによる工事の続行は期待できないと考え、Bとの契約関係を解消し、丙建物の塗装工事と甲建物の再塗装工事を、他の者に依頼したいと考えている。Aがとることができる方策を明らかにしつつ、AとBの法律関係を説明しなさい。

〔問2〕 (20点)

求償権とはどのような権利であるのか、これが認められる具体的な場面を根拠規定とともに2つあげて、説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】【事実】を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

【事実】

Xは、Y1・Y2を共同被告として、ある土地（以下、「甲地」という）について、所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟（以下、「本訴」という）を提起した。本訴の訴状におけるXの主張は、以下のとおりである。

- (1) 甲地は、平成20年6月5日、Xが前主である訴外Aから買い受けた土地である。
- (2) 平成25年6月頃、Bは、甲地が空地であることを幸いに甲地に入り込み、無断で建物を築造し、それを所有して甲地を不法に占有した。
- (3) 令和2年7月1日に、Bは死亡し、その後は、Bの相続人であるY1・Y2が甲地を不法に占有している（なお、Bの相続人はY1・Y2のみである）。
- (4) 亡Bの土地明渡義務を承継したY1・Y2の負う義務は、不可分債務（民430条）であり、Xは、同時に全ての債務者に対し、全部の履行を請求することができる（民436条）。

[問1] (20点)

本訴の第1回口頭弁論期日において、Y1はXの請求の棄却を求める旨の申立てをしたのに対して、Y2はXの請求を認諾する旨の陳述をした。Y2による請求の認諾は有効であるか。論拠を示して説明しなさい。

[問2] (15点)

本訴の第1回口頭弁論期日において、Y1は、「甲地を訴外Aから買い受けたのは、Xではなく、Bであり、Y1とY2が相続により甲地を取得した」と主張して、甲地がY1・Y2の共有に属する旨の確認を求める反訴を提起したが、Y2は、反訴の提起に同調しなかった。Y1が提起した反訴は適法であるか。論拠を示して説明しなさい。なお、反訴の適法要件（民訴146条）は備わっているものとする。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 (15点)

取締役会設置会社であるP株式会社では、招集手続きが一切取られていないまま、株主10名全員が株主総会の開催に同意して出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成により、取締役選任決議（本件決議）がなされた。本件決議は有効に成立したといえるか。

〔問2〕 (20点)

X株式会社は、その株式を東京証券取引所に上場する監査役会を置く会社法上の公開会社である。AはX社株式を市場において買い占め、X社の20%の株主となり、X社代表取締役Yに対して、Aの取得したX社株式を高値で買い取るよう求めてきた。Yがこの要求を拒絶したところ、AはX社株式を暴力団関係者のBに売却した旨、Yに信じさせ、BからAがX社株式を買い戻すには10億円が必要だと告げた。

Yは暴力団関係者のBが株主総会で議決権を行使する事態は何としても回避したいと考え、X社取締役会の議を経てAに対し、BからAがX社株を買い戻す資金として、X社の計算で10億円を貸付金名目で供与した。この10億円が返済されないことはAもYも了解していた。Yは会社法120条4項に基づく責任を負うか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

〔問1〕請負契約において、請負人が仕事を完成することができなくなるとともに、既に行った仕事の一部について、目的物に、注文者が提供した材料が原因となる不具合が生じている場合における、注文者による契約の解除等と、請負人の報酬請求権に関する規律の理解を問うものである。

〔問2〕求償権についての理解を問うものである。

民事訴訟法

〔問1〕共同訴訟の規律についての理解を問う問題である。

〔問2〕固有必要的共同訴訟の規律についての理解を問う問題である。

商法

〔問1〕全員出席総会の決議の効力を問う。最判昭和60・12・20民集39巻8号1869頁を踏まえた検討が期待される。

〔問2〕会社法120条1項に違反する利益供与について同条4項の責任の成否を問う。最判平成18・4・10民集60巻4号1273頁を踏まえた検討が期待される。